

【参考】 回答自治体(151自治体)における学校選択制に関するこれまでの検討状況

① 検討会議等における検討有無

- ・ 検討したことがある … 24 (16%)
- ・ 検討したことがない … 126 (83%)
- ・ 無回答 … 1 (1%)

② 検討会議等の委員構成

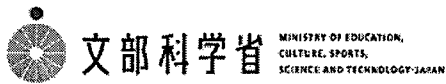
(回答自治体数：24) ※ 回答は複数回答

- ・ 地域代表を入れている … 16
- ・ 保護者を入れている … 14
- ・ 学校関係者を入れている … 20
- ・ 学識経験者を入れている … 16
- ・ 行政関係者を入れている … 16
- ・ その他の者を入れている … 9

(その他の者の内訳： 社会教育関係者、福祉関係者、市町村議会議員、市民公募委員、企業関係者など)

③ 検討会議等での学校選択制の導入についてのとりまとめ内容について

- ・ 学校規模の適正化にかかる中で検討したが、現状から制度的な選択制は馴染まず、個々の状況に応じて対応することにした。
- ・ 地域特性・学校と地域との結びつき、児童生徒の安全面等を考慮すると、学校選択制を導入するより指定校変更基準の緩和が適切と判断した。
- ・ 住民は地域の学校という意識が高く、学校選択制を導入すると自治会・子ども会といった地域活動に亀裂が生じたり、地域への意識が希薄になるおそれがあるため、学校選択制への理解は得られにくい。
- ・ 学区制の大きな意義の一つは、地域と学校の連携であり、学区制を基本としつつ指定校変更が認められる基準を拡大していく(学区弾力化の推進)
- ・ 通学区域制度を含めた議論の中で、家庭・地域との連携による学校教育の推進が確認された。



トップ > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > 学校選択制等について > 小・中学校における就学校の変更の状況について

小・中学校における就学校の変更の状況について

平成21年12月21日

今般、文部科学省では、市区町村及び学校組合(以下「市区町村等」という。)を対象として、就学校の変更等に関する実態把握を実施しました。この実態把握は、就学校の変更に関する事務の適切な運営が市町村教育委員会において確保されることを目的として、就学校の変更に関する事務の実施状況を把握し、今後、必要な指導・助言等を行うために実施したものです。

このたび、集計結果がまとまりましたので公表します。

1 調査事項

(1) 学校教育法施行規則に規定する手続等の遵守状況について調査

- 就学校指定の通知における保護者の申立ができる旨の明示の状況(同規則第32条第2項関係)
・同規則第32条第2項

「市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第5条第2項の規定による就学校の指定に係る通知において、その指定の変更についての同令第8条に規定する保護者の申立ができる旨を示すものとする。」

- 就学校の変更を認める場合の要件・手続についての策定及び公表の状況(同規則第33条関係)
・同規則第33条

「市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第8条の規定により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手続に関し必要な事項を定め、公表するものとする。」

- (2) 就学校の変更が認められてよい事由として、文部科学省が累次の通知において、「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」を示しているが、その対応状況について調査

2 調査対象

平成21年11月1日現在、小学校又は中学校を2校以上設置している市区町村等が対象

	調査対象市区町村等数	市区町村等数総数(※)
小学校	1,621	1,805
中学校	1,284	1,822

※小学校を設置する学校組合数と中学校を設置する学校組合数とが異なるため、市区町村等総数が異なっている。

3 調査結果

- (1) 学校教育法施行規則に規定する手続等の遵守状況について(平成21年11月1日現在) ○ 就学校指定の通知における保護者の申立ができる旨の明示の状況(同規則第32条第2項関係)

	入学時(※1)			年度途中	
	明示	非明示	対象外(※2)	明示	非明示
小学校	1,616	0	5	1,596	25
中学校	1,284	0	0	1,265	19

※1 平成22年度入学者に対する就学校指定の通知における取組状況を調査
 ※2 「対象外」とは、平成22年度から統合して1校になる市区町村等

○ 就学校の変更を認める場合の要件の策定及び公表の状況(同規則第33条関係)

	策定済				未策定		
	計	公表済	今後公表	公表予定なし	計	今後策定	策定予定なし
小学校	1,604	1,570	34	0	17	17	0
中学校	1,277	1,250	27	0	7	7	0

○ 就学校の変更を認める場合の手続の策定及び公表の状況(同規則第33条関係)

	策定済				未策定		
	計	公表済	今後公表	公表予定なし	計	今後策定	策定予定なし
小学校	1,605	1,565	40	0	16	16	0
中学校	1,278	1,245	33	0	6	6	0

(2) 就学校の指定の変更の対応状況について

平成21年度入学時及び平成20年度の学年途中における、保護者の申立による児童生徒の就学校の変更の対応状況は、以下のとおりである。

【入学時】

	認めた事例のある 市区町村等数	申立件数	変更件数	変更の理由(市区町村等の数)			
				いじめ等	通学距離	部活動等	その他
小学校	1,060	35,345	34,778	150	553	75	862
中学校	866	25,975	25,091	335	374	367	586

【学年途中】

	認めた事例のある 市区町村等数	申立件数	変更件数	変更の理由(市区町村等の数)			
				いじめ等	通学距離	部活動等	その他
小学校	1,179	96,615	96,214	407	537	184	984
中学校	974	40,522	40,261	471	324	312	769

[就学校指定の変更状況\(小学校入学時・中学校入学時\)、就学校指定の変更の理由\(小学校入学時・中学校入学時\)](#)
 (PDF:68KB)

[就学校指定の変更状況\(小学校学年途中・中学校学年途中\)、就学校指定の変更の理由\(小学校学年途中・中学校学年途中\)](#)
 (PDF:68KB)

[就学校指定の変更の都道府県・指定都市別集計表\(小学校\)](#) (PDF:251KB)

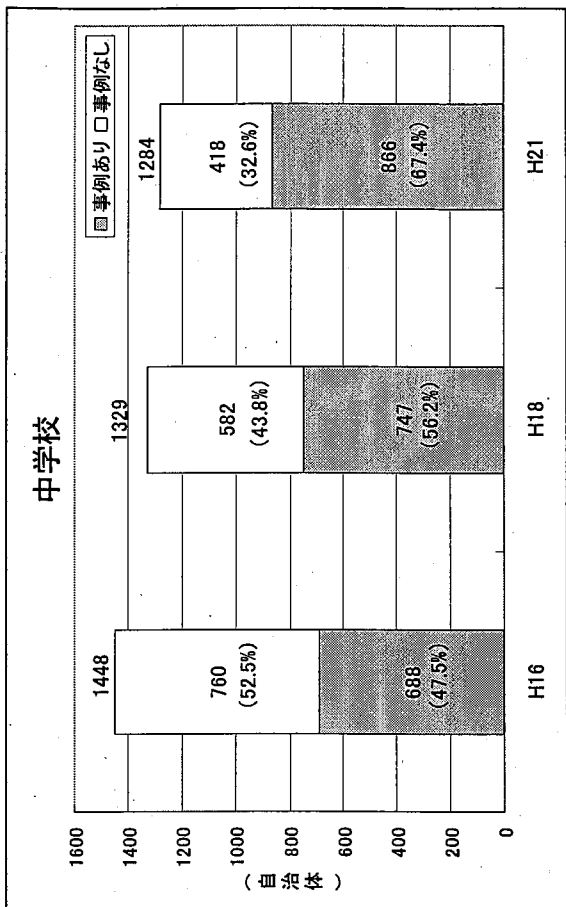
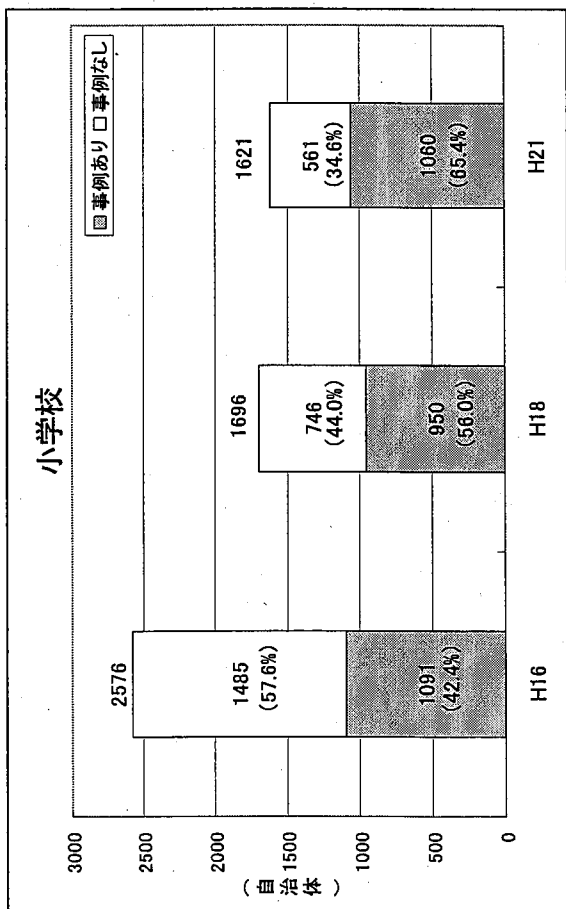
[就学校指定の変更の都道府県・指定都市別集計表\(中学校\)](#) (PDF:119KB)

[関係法令](#)

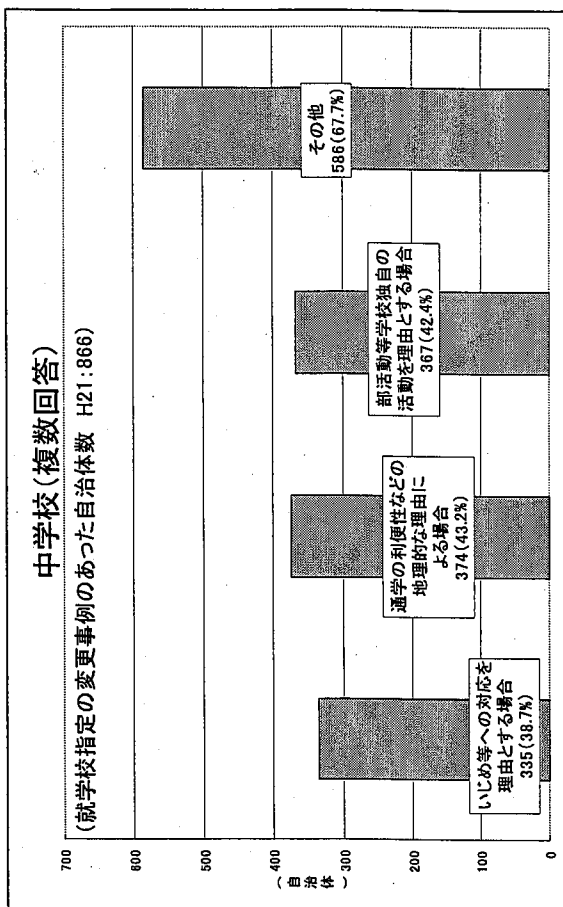
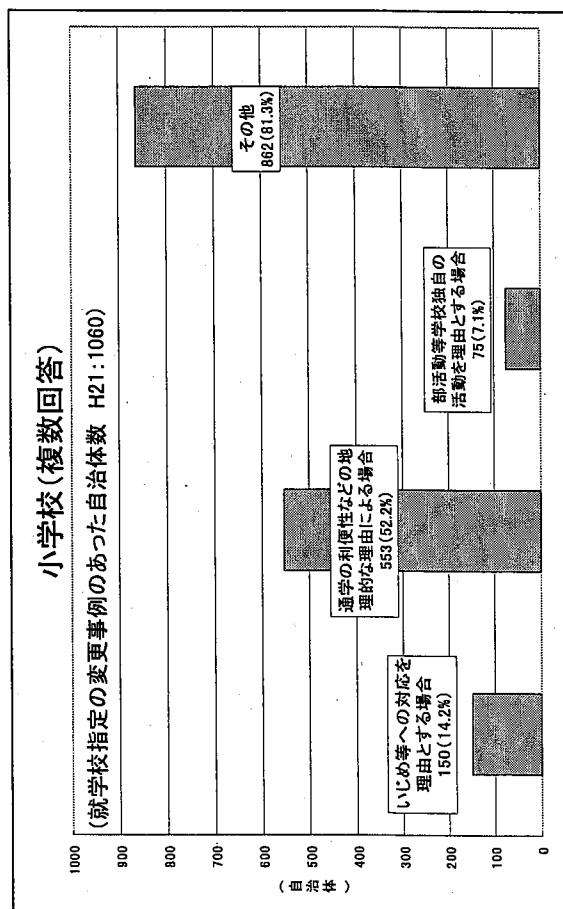
お問い合わせ先

初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室

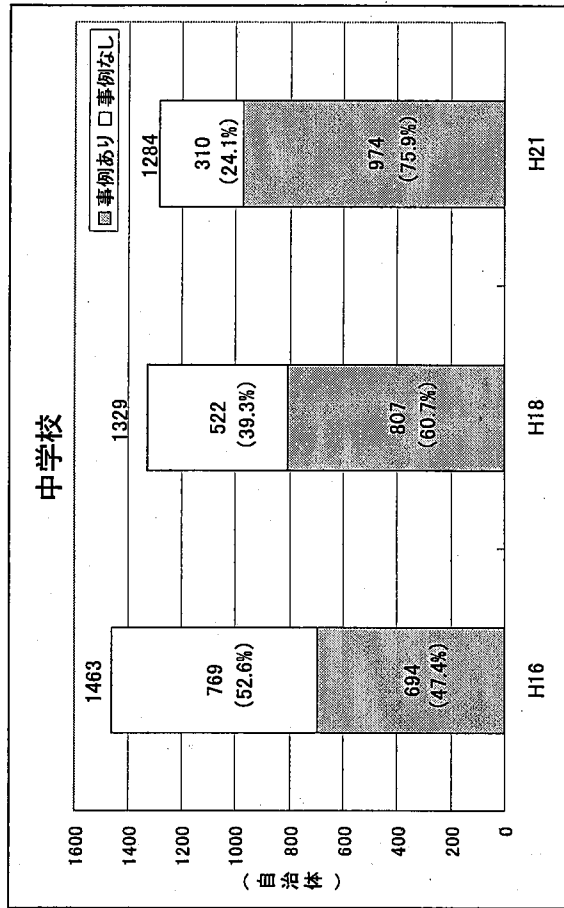
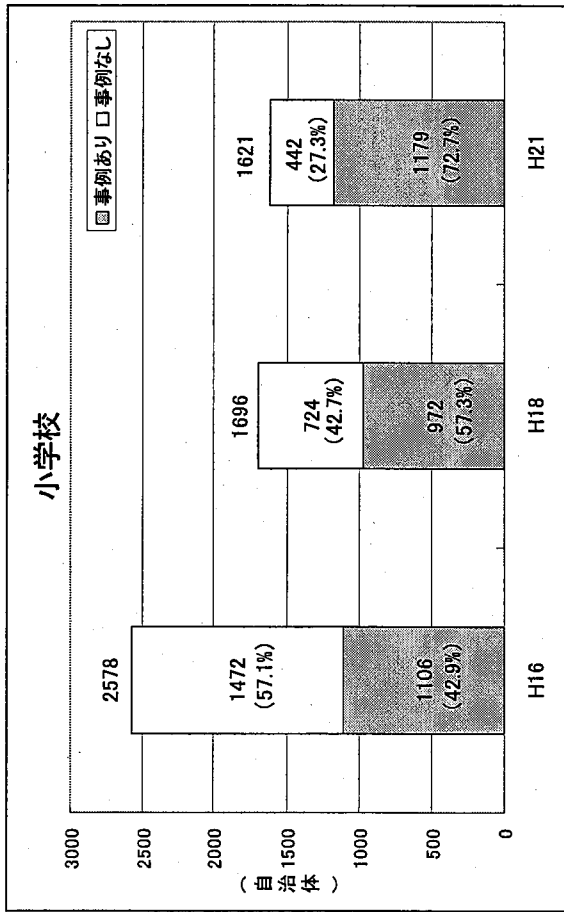
就学校指定の変更状況（入学時）



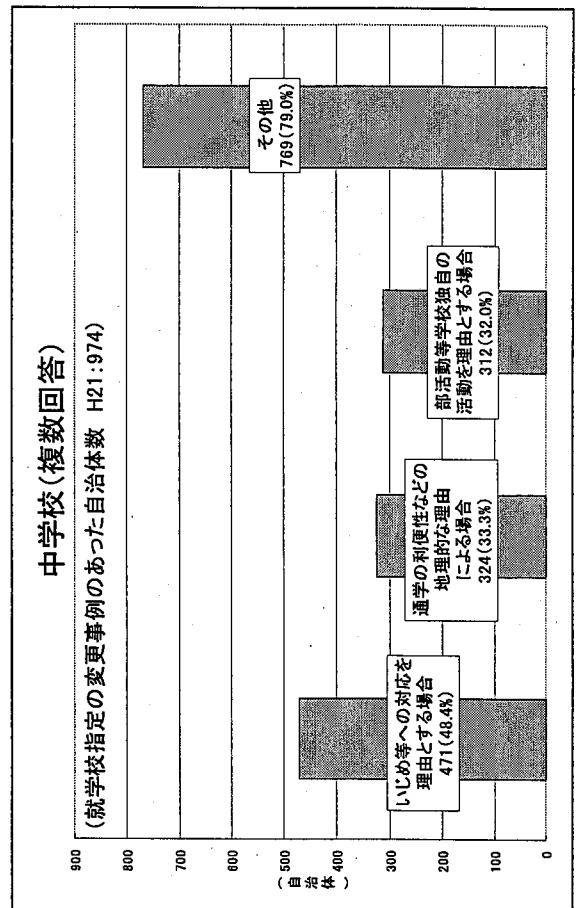
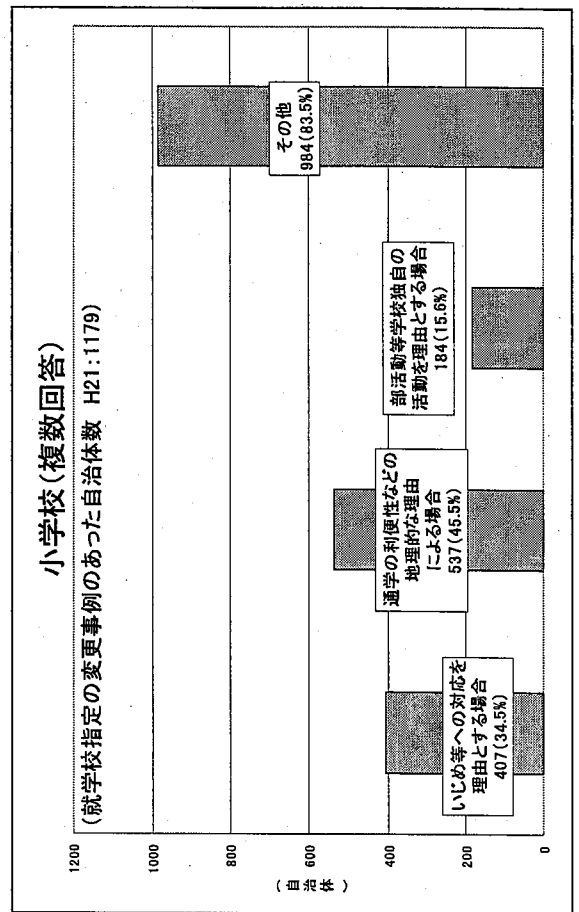
就学校指定の変更の理由（入学時）



就学校指定の変更状況（学年途中）



就学校指定の変更の理由（学年途中）



(平成23年4月1日より適用)

大阪市立小学校及び中学校における指定外・区域外就学の許可基準

大阪市立の小学校並びに中学校における、学校教育法施行令第8条に基づく学校指定の変更（以下「指定外就学」という。）及び第9条に基づく区域外就学の許可基準は以下のとおりとする。

ただし、下記のいずれの場合も教育上真にやむを得ず、希望する学校への登校及び下校の安全に支障がないと認められる場合に限る。また、許可については当該児童生徒についてのみ認めるものとする。

1 区役所受付分

(1) 許可基準

許可事項	許可期限	必要書類等
① 一定期間以内に住宅の新築や購入により転居することが確実な場合で、あらかじめ転居先の学校への就学を希望するとき	入学日（4月1日）から当該学年末までに転居する場合	・指定外・区域外就学願書 ・不動産売買契約書、 工事請負契約書等入居時期や入居が確認できる書類
② 住宅建て替え等に伴う一時的な転居で、従前の居住地に戻ることが確実な場合で、引き続き従前の学校への就学を希望するとき	一時転居期間中	・指定外・区域外就学願書 ・工事請負契約書等、工事完了（再入居）時期が確認できる書類
③ 学年中の転居で、学年末までの間、引き続き従前の学校への就学を希望するとき	当該学年末まで 但し、転居が最終学期終業式以降である場合、当該小学校又は中学校の次年度の学年末まで	・指定外・区域外就学願書
転居が小学校4年の最終学期終業式以降又は中学校1年の最終学期終業式以降である場合、卒業までの間、引き続き従前の学校への就学を希望するとき	当該小学校又は中学校卒業まで（小学校から引き続き中学校へは許可しない） 次年度以降も引き続き希望する場合は年度毎に申請を要する	
④ 小学校の児童で、保護者の就労等により留守家庭児童となり、保護者不在時に本人の在宅が困難な場合で、保護者の勤務地の通学区域の小学校、又は、保護者に代わる親族の住所地の通学区域の小学校へ就学を希望するとき	当該年度末まで 次年度以降も引き続き希望する場合は年度毎に申請を要する	・指定外・区域外就学願書 ・勤務地又は事業所の所在を証明する書類 ・保育に欠ける旨の証明 ・家族全員の住民票の写し ・保護者に代わる親族の誓約書 ・その他、区長が必要と認める書類
⑤ 市外の児童生徒が大阪市立の小学校又は中学校の院内学級等に入級するとき	院内学級在籍中	・指定外・区域外就学願書
⑥ 通学区域外で本市が指定する小学校又は中学校の特別支援学級に就学するとき	特別支援学級在籍中	・指定外・区域外就学願書

上記の事項の他、国立、私立小学校又は中学校および市立咲くやこの花中学校へ就学する場合は、「指定学校外就学届」に入学を希望する学校の「入学許可書」を添えて、住所地の当該区役所窓口サービス課へ届け出る。

(2) 申請手続き

申請者は、事実を証明する書類を添え、当該学校の存する区役所窓口サービス課へ申請する。
区長は、許可基準に基づき、学校長と協議のうえ、指定外就学又は区域外就学の許否を決定する。

なお、区域外就学の許可を与える場合には、事前に学校教育法施行令9条第2項に基づく協議を、児童生徒の居住地の市町村教育委員会と行う。

(3) 標準処理期間

- ・指定外就学 1週間
- ・区域外就学 1週間 (ただし、学校教育法施行令第9条第2項に基づく、住所地の教育委員会との協議に要する期間を除く)

2 教育委員会受付分

(1) 申請要件等

許 可 事 項	許 可 期 限	必要書類等
⑦ いじめにより心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持っている児童生徒の転校について、学校長が教育委員会と協議をする必要があると判断した場合	当該学年末まで 次年度以降も引き続き 必要な場合は年度毎に 申請を要する	・大阪市子ども相談センター・カウンセラ 一等の意見書 ・その他、教育委員会が必要とする書類 ・(教育委員会で協議後) 指定外・区域外就学願書

(2) 申請方法

保護者は、在籍校の学校長に指定外就学について相談をする。

学校長が転校しか手段がないと判断した場合、学校長は「状況報告書」に上記必要書類を添付して教育委員会中学校教育担当(生活指導)へ申請する。

(3) 許可の協議

教育委員会は、学校長並びに教育相談機関の専門家の意見等を聴取し、指定外就学の適否について協議、その結果並びに受け入れ校を学校長に通知する。

(4) 区役所への手続き

教育委員会が指定外就学を許可した場合、保護者は、区役所窓口サービス課へ「指定外・区域外就学願書」を提出する。

○ 各政令指定都市の指定外就学許可基準について

・札幌市	P22
・仙台市	P25
・さいたま市	P28
・千葉市	P29
・横浜市	P31
・川崎市	P33
・相模原市	P36
・新潟市	P37
・静岡市	P42
・浜松市	P46
・名古屋市	P49
・京都市	P52
・大阪市	P55
・堺市	P57
・神戸市	P59
・岡山市	P63
・広島市	P64
・北九州市	P66
・福岡市	P67
・熊本市	P70

主な指定校変更事由 政令指定都市一覧

	住宅の新築や購入による転居への就学	住宅建替に伴う一時転居の引き継ぎ	居前からの引き継ぎ	留守家庭の児童の優先就学	校区変更の場合の引き継ぎ	心身の障害等による就学の困難な場合	いじめ等の教育的配慮が必要な場合	兄弟姉妹と同一校への就学	長期通院している場合	指定校より隣接校の方が近い場合	部活動による中学校への入学	教育委員が指定している特定地域に居住している場合	教育委員が指定する学校に就学を希望する場合	その他教育委員会が特別に認める場合	学校選択制等の実施状況 (※ 特認校制を除く)	
															小学校	中学校
札幌市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
仙台市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
さいたま市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
千葉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
横浜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
川崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
相模原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
新潟市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
静岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
浜松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				隣接区域制
名古屋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
京都市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
大阪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
堺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
神戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
岡山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				隣接区域制
広島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				ブロック制+
北九州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				隣接区域制
福岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
熊本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				

ホーム > 教育・文化・スポーツ > 学校・幼稚園・教育 > 市立学校・幼稚園 > 札幌市立小学校・中学校の通学区域 > 通学区域外の学校への通学が認められる場合

更新日:2011年9月2日

通学区域外の学校への通学が認められる場合

小・中学校の通学区域は、通学距離だけではなく、道路・鉄道や河川、行政区界や町界などの地理的な要因や、学校施設の規模、小学校においては町内会区域、中学校においては小学校の通学区域などの様々な項目を検討し、保護者や地元町内会の方々の意見も聞きながら決めています。

原則としては、同じ地域に住む子どもたちが同じ学校へ通っていただくこととなりますが、個々の事情によっては、違う学校へ通うことが認められる場合があります。

札幌市教育委員会では、以下のような場合、通学区域外の学校へ通うことを許可しています。

→手続きは、必要書類をご持参のうえ

札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル3階
教育委員会 学校教育推進課 学びの支援係
電話:011-211-3851

までお越しください。

今まで通っていた学校の通学区域と隣接する学校の通学区域内(札幌市内)に引っ越したが、今までどおりの学校に通学したい場合

卒業まで同じ学校へ通学できます。

学校の通学区域が隣接しているかどうかは、お問い合わせください。

→持参する書類：区役所発行の「入校票」又は「転入学通知書」

今まで通っていた学校の通学区域とは離れてしまうが、札幌市内で引っ越したため、今までどおりの学校に通学したい場合

中学生の場合・・・卒業まで同じ学校へ通学できます。

小学生の場合・・・学年末まで同じ学校へ通学できます。

→持参する書類：区役所発行の「入校票」又は「転入学通知書」

札幌市外に引っ越したけれども、今までどおりの学校に通学したい場合

学年末まで同じ学校へ通学できます。

→持参する書類：引っ越し先の子どもの住民票抄本

家の建て替えなどのため、一時的に引っ越すが、近々戻ってくる事が決まっているので、同じ学校へ通学したい場合
同じ学校へ通学できます。

→持参する書類：建て替え契約書のコピー等

1年以内に引っ越す予定があるので、あらかじめ引っ越し先の学校に入学や転校したい場合

引っ越し先が確定している場合は、新しい引っ越し先の学校へ通学できます。

→持参する書類：

- 住宅購入の場合は住宅購入の証明できる契約書のコピー
 - 賃貸物件の場合は賃貸契約書のコピー
- ※ 新1年生の場合は、「入学通知書」もご持参ください。

保護者の仕事の関係で、放課後、子供を預けるため、預け先の区域の学校へ通学したい場合(小学生のみを対象)

預け先の区域の学校へ通学できます。

→持参する書類：

- 預け先が児童会館・ミニ児童会館の児童クラブの場合
 - ・ 児童クラブの「入会承諾通知書」
- 預け先が学童保育所の場合
 - ・ 両親の在職証明書
 - ・ 学童保育所の「入会証明書」
- 預け先が、祖父母等の親類の場合
 - ・ 両親の在職証明書
 - ・ 祖父母の住民票
 - ・ 祖父母からの「預かり承諾書」

※ 新1年生の場合は、「入学通知書」もご持参ください。

通学区域外から通学している兄弟姉妹と、同じ学校へ通学したい場合

同時期に兄弟姉妹が同じ学校に通学する場合のみ、卒業まで通学できます。

→持参する書類：なし。

※ 新1年生の場合は、「入学通知書」もご持参ください。

心身の故障等の身体的理由により、指定校への就学が困難な場合

通学距離の近い学校へ通学できます。

→持参する書類：通学距離の短縮等を明記した医療機関の診断書

※ 新1年生の場合は、「入学通知書」もご持参ください。

長期に医療機関に通院していて、今後も通院することや発作などの緊急事態が予想されるなど、その医療機関にある地域の学校へ通学したい場合

医療機関の近い学校へ通学できます。

→持参する書類：通学距離の短縮等を明記した医療機関の診断書

※ 新1年生の場合は、「入学通知書」もご持参ください。

市外に転出し2年以内に、従前校の隣接区域に転入したが従前校へ通学したい場合

卒業まで同じ学校へ通学できます。

→持参する書類：区役所発行の「入校票」又は「転入学通知書」

小学校への通学時に、転居し隣接を理由とし従前校に通学していて
中学校入学時に前住所地をもとにした区域の中学校に入学したい場合

卒業まで同じ学校へ通学できます。

→持参する書類：中学校の入学通知書